

川口市告示第 2 1 1 号

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり告示する。

なお、本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承知の上、参加申し込みすること。

平成 2 8 年 4 月 1 日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 業務概要

(1) 業務名

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

本業務は、本市が川口市戸塚環境センター（川口市大字藤兵衛新田 290、51,865.8 m²）の焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の更新等に係る戸塚環境センター施設整備基本構想（以下、「基本構想」という。）及び戸塚環境センター施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するにあたり、基本構想及び基本計画の策定に必要な資料作成等の技術的支援、事業方式導入可能性調査、各種会議の技術的支援及び本市全体の廃棄物処理システムの検討を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である平成 2 8 年 4 月 1 5 日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 対象業務における川口市での競争入札参加資格を有していること。

(2) 川口市建設工事等請負業者指名停止基準（平成 7 年 6 月 2 8 日告示第 437 号）による指名停止期間中でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 1 4 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 1 1 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき

等。ただし、川口市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。) にない者であること。

- (4) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく廃棄物部門の事業登録を行っている者であること。
- (5) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上の一般廃棄物の焼却処理施設に関する施設整備基本計画策定業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する処理能力が15t/5h以上の一般廃棄物の粗大ごみ処理施設に関する施設整備基本計画策定業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (7) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上の一般廃棄物の焼却処理施設を対象とした事業方式導入可能性調査業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する法令に基づく土壤汚染調査業務、若しくは、国又は地方公共団体が発注する最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務又は跡地利用計画策定業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (9) 次の技術者をそれぞれ配置できること(本業務の公告日現在から3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。)。なお、管理技術者は主任担当技術者(焼却処理施設関係、粗大ごみ処理施設関係及び事業方式導入可能性調査関係)を兼ねることはできないものとする。

①管理技術者

廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士(総合技術監理部門(衛生工学-廃棄物関係)又は衛生工学部門(廃棄物関係))の資格を有する管理技術者を配置できること。また、管理技術者は(5)の業務実績を有していること。なお、管理技術者は、主たる会議(打ち合わせの他、各種委員会、住民説明会等を含む。)に出席し、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

②主任担当技術者

下記に示す業務分野毎に廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を持つ主任担当技術者を配置できること。なお、主任担当技術者は、管理技術者の下で分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものとし、各業務分野の主任担当技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。

- ・焼却処理施設関係
- ・粗大ごみ処理施設関係
- ・事業方式導入可能性調査関係

(10) 本業務の実施においては、主たる業務の再委託及び共同企業体による遂行は認めない。

(11) 調査等の従たる業務に係る協力会社についても、(3)は同様とする。

3 選定基準及び特定基準

(1) 参加表明者の能力

- ア 技術者数及び有資格者数
- イ 業務実績

(2) 管理技術者の能力

- ア 資格
- イ 専任性
- ウ 業務実績

(3) 主任担当技術者の能力

- ア 主任担当技術者の能力（焼却処理施設関係）
 - (ア) 資格
 - (イ) 業務実績
- イ 主任担当技術者の能力（粗大ごみ処理施設関係）
 - (ア) 資格
 - (イ) 業務実績
- ウ 主任担当技術者の能力（事業方式導入可能性調査関係）
 - (ア) 資格
 - (イ) 業務実績

(4) 技術提案事項等

- ア 実施体制
- イ 実施方針
 - (ア) 的確性
 - (イ) 実現性
 - (ウ) 独創性
- ウ 特定テーマ 1
 - (ア) 的確性
 - (イ) 実現性

(ウ)独創性

エ 特定テーマ2

(ア)的確性

(イ)実現性

(ウ)独創性

オ ヒアリング

(ア)適格性

(イ)応答性

(ウ)取り組み意欲

カ 見積価格

(ア)見積価格

(イ)妥当性

4 手続き等

(1) 担当課

川口市 環境部 環境施設課

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号（リサイクルプラザ2階）

電話：048-228-5383（直通）

電子メール：090.03500@city.kawaguchi.lg.jp（※lgは、LG）

(2) 「川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の交付

実施要領は、平成28年4月1日（金）から平成28年4月15日（金）正午までの間に川口市のホームページ（<http://www.city.kawaguchi.lg.jp>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成28年4月1日（金）から平成28年4月15日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（4月15日（金）は正午まで）

イ 交付場所

4（1）に同じ

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

平成28年4月15日（金）正午まで

イ 提出場所

4（1）と同じ

ウ 提出方法

持参または郵送による。

※郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。

5 その他

詳細は、実施要領による。